

自動車共済制度改定のご案内

平素は西日本自動車共済をお引き立ていただきありがとうございます。

この度、弊組合では共済期間の初日が令和7年1月1日以後のご契約より自動車共済制度の改定を実施しました。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

共済商品に関する改定

1 被共済自動車の入替自動補償特約の補償拡大

自動セット

- 新しいお車の取得日の翌日から30日を超えて入替のお手続きをする場合であっても、対人賠償共済、対物賠償共済およびこれらに関する関連特約を補償できるようにします。

【参考】「被共済自動車の入替自動補償特約」とは、新しいお車の取得日の翌日から30日以内に入替のお手続きをしていただくことにより、取得日から入替の承認までの期間は新たに取得した自動車をご契約のお車と同様に補償する特約をいいます。

2 ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の対象自動車の見直し

オプション

- 営業用自動車、レンタカー、教習用自動車を対象自動車として追加します。
これにより、すべての用途車種に本特約をセットすることができるようになります。

3 他車運転特約、他車運転特約（二輪・原付）、臨時代替自動車特約の補償追加

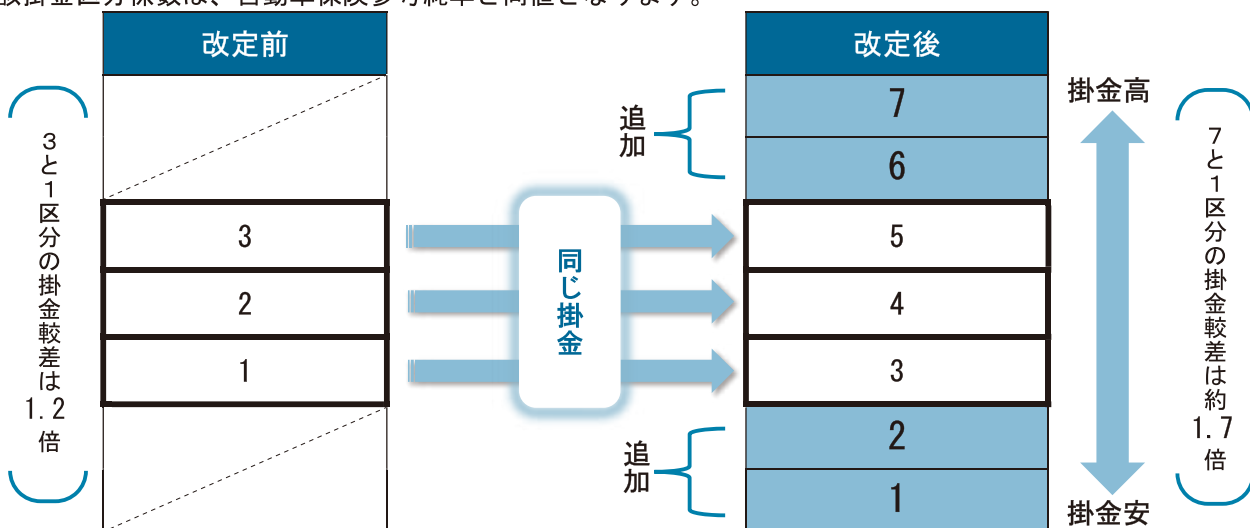
自動セット

- これらの特約に、「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」の補償を追加します。
他の自動車や臨時に借用した自動車を運転中の事故においても本特約の補償で被害者救済を図ります。

共済掛金に関する改定

1 自家用軽四輪乗用車の型式別掛金区分の7区分化

- 自動車保険参考純率における軽乗用車に係る型式別料率クラス制度の改定に伴い、現行の3区分からリスクの低い（掛金の安い）区分を2つ、リスクの高い（掛金の高い）区分を2つ、それぞれ追加して7区分に拡大します。なお、当該掛金区分係数は、自動車保険参考純率と同値となります。



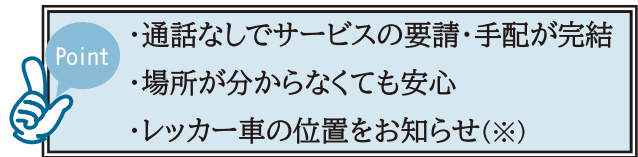
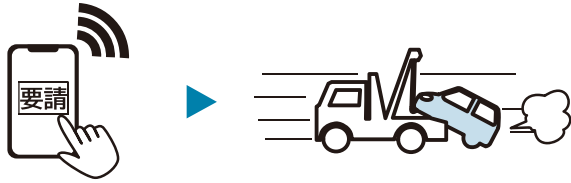
2 共済掛金水準の見直し

- 事故発生件数の増加や物価上昇に伴う修理費の高騰などにより共済金のお支払いが増加傾向にある状況を踏まえ、共済掛金水準を引き上げます。また、高齢運転者の事故が増加傾向であるため、記名被共済者が75歳以上の年齢区分係数を見直します。ご契約の際は、共済契約申込書に記載されたご契約条件ならびに共済掛金をご確認いただきますようお願いいたします。

その他の主な改定とお知らせ

1 スマホで呼べるロードサービス（クイックナビ）の導入（令和6年11月1日よりサービス開始）

- 事故や故障によってお車が動かなくなり、ロードアシスタンスの救援依頼をされる際に、スマートフォン等の情報端末を利用し、オペレーターを介さずに依頼ができるシステムを導入します。



- ・通話なしでサービスの要請・手配が完結
- ・場所が分からなくても安心
- ・レッカー車の位置をお知らせ(※)

(※) 本サービスは令和7年3月以後開始予定です。

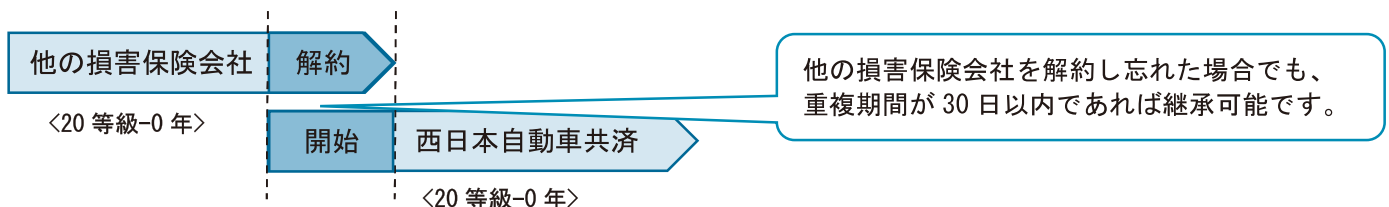
2 初回口座振替（翌月払）特約の見直し

- 本特約の払込回数が12回を選択することが可能となります。
- 本特約のセット条件を簡素化します。次の①および②の条件をすべて満たした場合にセットできます。
 - ①共済契約の締結時に、共済契約者の指定する口座が指定金融機関に設定されていること
 - ②共済契約の締結および共済契約申込書・共済掛金口座振替依頼書の組合への提出が、共済期間の初日までに済んでいること
- 初回口座振替特約は「当月払」と「翌月払」のいずれかを選択(※)することができます。
(※) 選択にあたり、所定の条件があります。

3 ノンフリート等級継承規定の見直し

- 「現契約」と「新契約」の共済期間が重複した場合の、ノンフリート等級・事故有係数適用期間を継承することができる期間を「7日以内」から「30日以内」に変更します。
現契約の解約日と新契約の始期日を揃えることが難しい面を考慮して、救済期間を延長します。

<例：他の損害保険会社から西日本自動車共済へ契約を乗せ換える際>



- 「共済期間通算による等級継承に関する特則」についても重複期間を「7日以内」から「30日以内」に変更します。

4 電話による契約募集時の書類省略

- 電話募集時に作成していた「自動車共済契約内容確認書（電話募集用）」の書類を省略して、継続契約申込書または契約内容変更依頼書に一体化します。これにより、ペーパーレス化に寄与します。

5 集団団体に関わる規定の見直し

- 集団団体の対象になる方および対象自動車の範囲を見直します。

- このご案内は、共済期間の初日が令和7年1月1日以後のご契約に対する自動車共済の改定概要を記載したものです。
詳しい内容については、共済代理所または当組合におたずねください。
- ご契約の際には、「ご契約のしおり（約款）」、「重要事項説明書」を必ずお読みください。（当組合ホームページにも記載しています。）
- インターネットを通じてパソコンなどで約款をご覧いただけるWeb約款をおすすめしています。



〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25
TEL：092-441-5901 FAX：092-441-5907
お客さま相談室：092-235-3355 受付 午前9時～午後5時
(土日祝日及び12/29～1/3を除く)
ホームページ：<https://nishijikyo.com/>

■お問い合わせ先（共済代理所）